

議 長 日程第2「議案第3号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第3号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように定める。

令和7年3月4日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることに伴い、施行日となる令和7年6月1日までに関係条例の改正等が必要なため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、議案第3号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について御説明させていただきます。

改正する内容としましては、罰則規定のうち、禁錮及び懲役の文言を定めている関係条例につきまして、拘禁刑に改め、施行日前の行為の処罰に係る経過措置を規定するものであります。なお、対象となる関係条例の違いから、第1条から第5条の条立てとなっております。

恐れ入ります、議案3枚おめくりいただき、4枚目の参考資料1をお願いいたします。松田町議会の個人情報の保護に関する条例（第1条）関係です。新旧対照表でございます。右が現行、左が改正案で、改正案のほうを御覧ください。改正案の第54条、第55条及び第56条に規定されております、現行の「懲役」をそれぞれ「拘禁刑」に改めるものでございます。

恐れ入ります、次ページをお願いします。松田町個人情報の保護に関する法律施行条例第2条関係でございます。左側の改正案のほう、よろしくお願いいたします。附則、第7項、第8項に規定されております現行の「懲役」をそれぞれ「拘禁刑」に改めるものでございます。

その下、3ページ目、お願いいたします。松田町情報公開・個人情報保護審査会条例（第3条）関係でございます。新旧対照表の左の改正案でございます。

罰則の第11条に規定されております現行の「懲役」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

次のページ、4ページ目をお願いいたします。松田町職員の給与に関する条例第4条関係でございます。左側の改正案でございます。第20条の2第3号及び第4号及び20条の3の第1項第1号及び次ページの、5ページのですね、第3項第1号に規定されております現行の「禁錮」をそれぞれ「拘禁刑」に改めるものでございます。

続きまして、6ページ目をお願いいたします。松田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（第5条）関係でございます。左側の改正案でございます。第6条の退職報償金支給の制限の第1号に規定されております、現行の「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

すみません、5ページ戻っていただきまして、議案本文2ページをお願いいたします。経過措置でございます。第6条の罰則の適用に関する経過措置でございますが、こちらのほうにつきましては、条例の施行日前の行為の処罰につきましては、改正前の条例等を適用することは必要であると考えことから、改正前の条例を適用するため、経過措置を設けるものでございます。また、2項につきましては、本条例の改正前に改廃された条例の、なお従前の例による等の経過措置に関する規定につきましては、それ自体の改正ができないため、包括的な読替規定を設けるものでございます。

第7条の人の資格に関する経過措置を定めるものでございます。人の資格に関する条例等の規定につきましては、「懲役」「禁錮」を「拘禁刑」に改正した場合、当該条例の施行後、拘禁刑に処された者だけでなく、懲役、禁錮また刑法等一部改正法による改正前の刑法における拘留に処せられた者も資格制限等の対象とすべきことであると考えことから、人の資格に関する条例等の規定の適用について経過措置を設けるものでございます。

第8条は、松田町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置を定めるものでございます。前条に規定する人の資格に関する規定のうち、刑に処せられたこと以外の事由、起訴で資格を制限する根拠としているものについては

個別に経過措置を設けるものでございます。

附則でございます。この条例は令和 7 年 6 月 1 日から施行するものでございます。

なお、参考資料 2 につきましては、先般 2 月 14 日の全員協議会で御説明しました資料でございますので、後ほど御高覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第 3 号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。